

## 第135号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第31号右欄中「松江市、」を削る。

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第31号右欄中「出雲市」の次に「、益田市」を、「大田市」の次に「、安来市」を、「邑南町」の次に「、津和野町、吉賀町」を加える。

第3条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第31号右欄中「雲南市」の次に「、奥出雲町」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成29年4月1日から、第3条及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際農地法（昭和27年法律第229号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同条の規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務で同日以後においては益田市長、安来市長、津和野町長及び吉賀町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ益田市長、安来市長、津和野町長及び吉賀町長のした処分その他の行為又は益田市長、安来市長、津和野町長及び吉賀町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 第3条の規定の施行の際農地法に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同条の規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務で同日以後においては奥出雲町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ奥出雲町長のした処分その他の行為又は奥出雲町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。